

社会資本整備審議会建築分科会 第11回官公庁施設部会

平成24年4月18日

【国土交通省】 お待たせいたしました。社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めております国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長の〇〇でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日ご出席いただいております委員及び臨時委員の皆様方は、委員及び臨時委員7名中6名の方々です。社会資本整備審議会令第9条第3項に基づき、定足数を満たし、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

開会に当たり、〇〇よりごあいさつを申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 皆さん、こんにちは。先生方には、大変お忙しい中お時間をいただきまして、心から御礼を申し上げます。また、日ごろから国土交通省の行政の推進のためにいろいろと助言をいただき、またご指導を賜っておりますことを感謝申し上げる次第であります。

今日は、社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会にご出席いただき、先生方の専門の角度からいろいろとご意見をお伺いするわけではありますが、ご承知のとおり、昨年東日本大震災におきましては非常に甚大な被害を受け、またそれに多くの方々の犠牲、そしてまたいまだに行方不明の方、そして、それぞれ避難所で生活をされている方、また避難所以外で生活をされている方がおられるわけであります。官庁施設におきましても、津波による浸水や、また長時間にわたる長周期地震動という現象もあったわけではありますが、この官庁施設というのは、地域におきましても、地域の方々のよりどころ、そしていろいろと行政の中心となるところであります。その施設が今回、甚大な被害を受け、機能を果たすことができないというようなこともございました。

今後、巨大地震が、二度とあってはいけないことでありますけれども、自然現象でありますから、いつまたどのような巨大地震が襲ってくるかもわからない。これを想定したときに、官庁、それぞれの地域の中心にある施設が、やはり今後どのようなあり方、そして

また、地域住民に対しての適切な判断をとることができるかというような、非常に重要な責任を持っているところであります。

これからこの審議会を通じまして、先生方の貴重なご意見をお聞きし、答申いただきたいところであります。ぜひご指導、またお力添えを賜りますことを心からお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、一言のお願いとごあいさつにかえさせていただきますと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

【国土交通省】 ○○は、他の公務の関係上、ここで退席をいたします。

【国土交通省】 ○○部会長、ひとつよろしくようお願い申し上げます。途中で失礼いたします。先生方、よろしくお願い申し上げます。

【国土交通省】 引き続きまして、新たに就任されました専門委員をご紹介します。○○専門委員でいらっしゃいます。

【委員】 ○○です。よろしくお願いいたします。

【国土交通省】 ありがとうございます。

また、本日まで出席の委員の皆様並びに国土交通省の出席者のご紹介でございますけれども、時間の関係上、お手元の名簿並びに座席表をもってかえさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、○○委員、○○委員、○○委員におかれましては、本日まで欠席と伺っております。

次に、資料の確認をいたします。お手元の配付資料一覧をごらんいただきたいと存じますが、資料1、資料2-1、資料2-2、参考が1、2、3、4、5、6、7、資料3、資料4でございます。欠落等ございましたら、事務局までおっしゃっていただきたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

引き続きまして、○○部会長からお言葉をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 本日、委員の皆様方、新学期が始まったお忙しい時期の方も多数いらっしゃいますけれども、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

この官公庁施設、先ほど○○からのお話にもありましたように、割と防災拠点となるものでございます。それから、まだ1年ちょっとたった、記憶にも新しい東日本大震災もございますし、皆様方ご存じのように、3月末には内閣府のほうから4連動の津波評価というのも出ておりますし、4月に入って、3月に一度、報告会があったと思いますけれども、文部科学省のほうから首都直下型というのも出てきて、そういうものに対して、防災拠点

となる官公庁施設といったものを一体どういう形で整備していくかと。多分、既存のものも含めて、大きな問題に今なっているところだと思います。あまりにも大きくて、ちょっと手の打ちようもないなというところも、多分、私のような構造の分野から見たら、そういうところもございますけれども、やはりこれは、社会基盤の防災拠点として極めて重要なものを皆様方は扱っているということです。

本日は主に、多分、後で全体のスケジュールのご紹介をいただくことになるんですけども、1年弱をかけて官公庁施設のあり方というものを、私どもが社会資本整備審議会長より付託を受けております。そのあたりの経過と、本日初回ということで、少し認識の共有化と2回目以降についてどう進めるかということで、ちょっと議事予定にはないんですけども、時間が許せば、皆様方からお一人ずつ一言、今のあり方についての今時点での考えがあれば、それをご紹介いただくというような時間を設けたいと思います。

この部会、私も割と破天荒なことをやりますので、ぜひ皆様方、活発な審議がなされますように、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

【国土交通省】 ありがとうございます。

なお、カメラ撮りはここまでとさせていただきますと存じます。

それでは、部会長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

【部会長】 それでは、お手元の資料の議事次第に沿いまして、議事を進めたいと思います。

【部会長】 ご紹介いただくと存じますが、社会資本整備審議会長より諮問事項につきまして、建築分科会に付託されたところであります。これを受けまして、建築分科会においては、この官公庁施設部会において審議をすることにされたところであります。

諮問事項については、「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について」でございますが、この官庁営繕部のほうで、論点案の整理と審議のスケジュール等についてのご紹介をいただいて、各委員からのご意見と、それから、先ほど申しましたように、今後どうしたらいいかという、若干私見的なものも含めてご意見をいただきたいと思います。

特にこの資料2-2というのが、表裏2ページでございますが、これがきょうの審議のキーワードでございます。このキーワードでご審議いただく時間、多分1時間プラスということで、残りの時間で皆様方からご意見をいただくということを部会長としては考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、資料の説明ということで、2-1からまずやっていただけますかね。付託が、

どういう経緯でこの官庁施設部会に付託されたかという。

【国土交通省】 それでは、資料2-1でございますけれども、まず、平成24年3月28日ということで、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して諮問がなされております。

めくっていただきまして、諮問事項の内容が書いておりますけれども、諮問事項といたしましては、「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について」ということでございます。

諮問理由が書いておりますけれども、前段、官庁施設の位置づけが書いてありますが、行政サービスを提供するための拠点であると同時に、災害応急対策活動等を行う拠点であるというものでございますが、さきの東日本大震災においては、津波浸水等により施設機能の一部が失われて、そういった機能を果たすのに困難が生じたという事例がございました。今後のことを考えましても、世界有数の地震国である我が国においては、そういった拠点になる官庁施設の機能確保というのが、非常に重要であるというふうに考えております。今回、東日本大震災の教訓を踏まえまして、最大クラスの津波が発生した場合にも官庁施設が所要の機能を発揮できますよう、立地、整備及び使用・保全のあり方について検討する必要があるというふうに、事務局としては考えておるところでございます。

次のページは、社会資本整備審議会の会長から、建築分科会会長であります〇〇先生のほうに付託がされた資料が付いております。

資料2-1の説明は以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。これが経緯でございます、大津波等というところに、「等」に震災も含むかというあたりもありますし、付託内容の中に長周期地震動のこともありますので、地震動のことも若干含めて「等」を理解してまいりたいと思います。こういう経緯でございます。

よろしければ、資料2-2のほうに。じゃあ、よろしく申し上げます。

【国土交通省】 それでは説明させていただきます。

資料2-2をごらんください。クリップどめをしておりますので、2枚に分けていただきますと、2枚目に「津波対策に関する課題のイメージ」ということで、イメージ図をつけております。こちらのイメージ図につきましては、3×3のマトリックスの形をとっております、上から立地、整備、使用・保全ということで、諮問内容にもございましたけれども、3つのカテゴリーに分けて課題を書いております。縦方向、色分けを水色と黄色

でしておりますけれども、こちらのほうは官庁施設の関係者ということで、真ん中に国土交通省を置かせていただいて、左に県・市町村等、それから右側に、これは施設の使用者としての各官署ということですが、三者を書いた図でございます。

簡単に、青色の楕円の中に、事務局として考えております課題を書いておりますけれども、少し書いてある場所にも意味を持たせておまして、例えば左の一番上に、「地域の都市計画等との整合」というふうに書いておりますが、こちらのほうは県・市町村等と国土交通省にまたがる部分に書いております。課題としても、その両者にまたがるものというふうに考えておまして、そのようなルールで書いたものでございます。少し、今から資料の2-2の論点案を順次説明申し上げますが、こちらのイメージ図についても適宜ご参照いただければと思っております。

それでは、資料2-2に戻っていただきまして、順次ご説明申し上げます。まず①番「施設の立地の在り方」についてでございます。本文を読ませていただきます。「安全上は高台等のリスクの小さい場所への立地が望ましいが、入居官署の業務によって、津波により浸水するおそれのある区域への立地が必要な場合が想定されるため、施設の立地の在り方に関する議論が必要ではないか」というふうに書かせていただきました。

建物への浸水を防ぐということでありまして、水が来ない場所、高い場所というのに立地するのが最も効果的な手段ということになりますけれども、一方で、業務上、どうしても沿岸部に立地しなければならない官署がございます。例えば海上保安署などは海が見える場所に所在する必要がございますし、また、市街地自身が沿岸部にある場合などであれば、港湾関係の業務を行う官署を始めとして、各官署はやはりそういった市街地に立地するというのが、行政サービスの提供という上では利便性が高いということになります。

今回、こういう施設の立地に関しまして、津波に対する安全性というものと、それから行政サービスを提供する上での利便性というもののバランスをいかに考えるかということが、1つの論点ではないかというふうに思っております。

続きまして、②番「施設の整備の在り方」についてでございます。本文を読ませていただきます。津波に対してでございますが、「津波により浸水するおそれのある区域に立地せざるを得ない場合は、施設に入居する官署の業務内容等に応じ、諸室等の配置上の工夫や、構造体、非構造部材、建築設備の性能確保など、施設整備の在り方に関する議論が必要ではないか」。長時間にわたる地震動に対してでございますが、「長時間にわたる長周期地震動に対して、高層建物を中心に対策を図る必要があるのではないか。その他、敷地内の避

難路や屋外管路下の液状化対策等を検討する必要があるのではないか」と書かせていただいております。

補足いたしますが、今回、施設整備に関する教訓といたしまして、今、申し上げましたとおり、津波と長時間にわたる地震動に関するものの2つがあるというふうに考えております。このうち津波に関しましては、これまで、官庁施設の整備のあり方が十分に整理されておりました。このため、津波リスクの高い場所に立地する場合、官庁施設が確保すべき性能水準と関連する技術的な事項についても、ハード面の対策には限界があるという認識に立った上で、新たに整理する必要があるのではないかというふうに考えております。

また、長時間にわたる地震動に関しましては、主に高層建物に対する長周期地震動対策と、敷地内の液状化対策という2つの課題が含まれていると考えております。こちらはいずれも従前からあった課題ではございますけれども、東日本大震災によってその重要性が再認識されたということを受けて、今回、改めて検討を加えるべきではないかと考えております。

次に、③番「施設の使用・保全の在り方」でございます。本文を読ませていただきます。「災害発生時に所要の機能を発揮するために、災害対策活動拠点室や避難路などについて、平常時に適切な保全を行う必要があるのではないか。災害発生時に所要の機能を発揮するために、緊急点検、適正使用、二次災害の防止などの施設を使用する上での留意事項を施設利用者と共有する必要があるのではないか」と書かせていただいております。

補足いたしますが、官庁営繕では施設の整備までを担当しておりまして、完成した施設につきましても、施設管理者であります各官署に引き渡されます。その後、使用・保全の段階に入りますが、使用・保全の段階に入りました後、官庁営繕としては、主たる修繕は行うわけですが、それ以外にも2つの役割というのがございます。1つはハード面の維持保全が適切に行われて施設の初期性能が長く維持されますように、施設の管理者である各省各庁に対して、保全に関する指導・支援を行うという役割でございます。もう一つは、施設の引き渡しをするときに、わかりやすい説明書を作成するなどして、施設の適切な使い方を施設利用者の方に確実に伝えるという役割でございます。施設が適切に保全されていなければ、いざというときに役に立たないということにもなりかねませんし、また、施設の使い方が間違っておれば、十分な機能というのが発揮できないと考えております。

これら2つの役割につきましては、通常時だけではなくて、官庁施設が災害発生時に必要な機能を発揮するためにも、非常に重要な項目であるというふうに考えております。今回は、災害応急対策活動や避難行動など、災害発生時の活動が円滑に行われるための施設の使用・保全のあり方についてご審議いただきたいと考えております。

次、④番「施設を整備する側と管理者・利用者との連携」でございます。読ませていただきますと、『『減災』の考え方に基づき、施設の整備主体と施設の管理者・利用者との適切な役割分担の下、人命・財産の保護と必要な業務継続ができるよう対策を講じる必要があるのではないか』と書かせていただいております。

これまで説明いたしました3つの論点がございます。施設の立地、整備、使用・保全のあり方でございますけれども、それと重複する部分もございしますが、この個々について、改めて論点として挙げさせていただいております。特に津波に関しましては、施設整備などのハード面の対応というのに限界があるということを念頭に置きまして、事前にその施設の管理者や利用者の方々と連携を十分に図りながら、減災という方策を講じていく必要があるのではないかというふうに考えております。

連携と申しましても、2つあるというふうに事務局としては考えておりまして、1つ目は、施設整備の前提となる条件整理における連携です。少し言葉にするとわかりづらいですけれども、イメージ図の中段「整備」のところの一番右端の楕円の中、「整備条件の設定」というふうに書かせていただきました。イメージでいうとここに該当することになります。例えば、災害時に自家発電設備が起動するわけですけれども、その燃料ですね。どれぐらい持っておくかということにつきましても、入居官署の業務内容とか、それから燃料補給がどういふふうになされるかとか、そういった、入居官署でしか知り得ないことを十分に我々としてわかった上で、整備しなければならないというふうに思っております。

また、もう一つ、イメージ図のほうで「保管重要度」とかいうふうに書いていますが、施設の中に重要な資料等を保管するわけですけれども、その資料が水に濡れてはいけな、水損してはいけなというものかどうかということについては、各官署の判断ということになります。例えば電子データであれば、官署側でバックアップをとっておくという対応も考えられるということですが、その辺の事情につきましても、我々施設整備側と利用者・管理者側の連携というものが、施設整備の前段階で必要であろうというふうに考えております。

連携の2つ目でございますが、こちらは、できました施設の使用段階での連携というこ

とになります。しかしながら、使用段階については各官署の責任で行われるものでございますので、メインになりますのは各官署が作成されるBCP、業務継続計画のようなものになるかと思っておりますけれども、その際、建物性能をしっかりと知り得る私どもとしては、例えばどの程度の災害であれば逃げる必要があるのか、また施設の緊急点検というのはどのようにすればいいのか、もしくは、少し破損したんだけども応急復旧はどのようなことでやればいいのか、それから、むしろ庁舎が使用不能な場合の代替機能というのを、あらかじめ各官署にセットしていただかなければいけないのではないかとか、そういった施設整備者側から与えられる情報というのを事前にきちっとお伝えして、各官署がお作りになる業務継続計画等への反映ということに協力してまいりたいということでございます。

それから、最後に⑤番で「津波防災を視野に入れた地域の避難計画等との連携」というのを挙げさせていただいております。読ませていただきますと、「津波に対する地域の避難計画等と連携し、市町村からの要請がある場合などに、津波避難ビルとしての機能確保や敷地内の避難路の確保等を図る必要があるのではないか」と書かせていただきました。

国の庁舎を整備する立場といたしましても、地域に要請を受けた場合など、地域防災に貢献していく必要があるというふうに考えております。特に津波避難の関係では、地域の要請があった場合を想定して、津波避難施設としての機能を確保するなどの対応を図る必要があると考えております。今回、官庁施設の整備者、管理者、使用者それぞれについて、地域の避難計画との関係から見た対応のあり方について、ご議論いただければというふうに考えております。

資料2-2につきましては以上でございますが、あくまで事務局案でございますので、ご審議のたたき台ということでお考えいただければと思います。

続きまして、参考資料をたくさん付けておりますが、ご説明してまいりたいと思います。

まず、参考1として、官庁営繕のパンフレットをお付けしております。表紙をめくっていただきまして、見開きの左側に図が出ておりますけれども、水色の囲みで国土交通省と各省各庁という絵がございますが、国土交通省から各省各庁に対しまして黄色の矢印が4本出ております。これは、少し目で追っていただくと、最後に何々勧告とかいう文字が見えますとおり、私ども、施設整備の主体ではあるのですが、それ以外にも、そういった各省各庁に対して指導・支援を行うという立場がございます。このパンフレットでは、主にそのあたりを簡単にご説明申し上げたいというふうに思っております。

そういう意味では、我々施設整備そのものと、監督・支援というものと、それから、後

で出てまいります。基準の制定という3つのファクターで、国家機関の建築物の適切な整備・保全を推進しているということでございます。

めくっていただきまして、6ページをごらんいただけますでしょうか。官庁施設の現状をご紹介します。平成23年7月時点の調査でございますけれども、国家機関の建築物といたしましては、一番上の円グラフでございますけれども、1万5,080施設という調査になっております。そのうち、青色になっておりますが、行政事務を行う庁舎——行政事務を行う建物を庁舎とここでは言うておりますけれども——については6割程度を占めております。

その下のグラフは、単独庁舎、さらに少し細かい区分になっておりますけれども、面積での比率ということになります。それから、その下、色が何色かある円グラフでございますけれども、築後30年以上経過した施設というのは、そのうち4割程度という現状になっております。

続きまして、7ページ目の上段をごらんください。営繕計画書に関する意見書制度の仕組みという図になっております。毎年1回でございますが、各省各庁がつくる営繕計画、つまり、所掌の官庁施設の計画になりますけれども、それについて技術的な見地から意見をとりまとめ、各省各庁に送付するというをやっております。

次に、少しページを飛ばしまして、16ページ目をごらんください。官庁施設の保全の指導というタイトルになっておりますが、先ほども申し上げましたけれども、運用段階にある施設につきましては、各省各庁に対して指導・支援を行うということをやっております。

それから、19ページ目をごらんください。官庁営繕の技術基準というタイトルになっておりますけれども、後ほど参考2の資料でご紹介いたします。

それから、最後に裏表紙をごらんください。私ども官庁営繕の組織体制でございます。本省組織のほか、北海道から沖縄まで各地方整備局等に営繕組織がございまして、そのもとに13の営繕事務所というのが出先としてございます。

パンフレットの説明は以上でございます。

続きまして、参考2をごらんください。先ほど省略いたしました基準類についての説明をさせていただきます。

基準体系の図が出てまいります。左からピンク色で計画・予算等関連基準と書いてありますが、予算要求に当たって、どういう段階で予算要求をするのかとか、面積はどう考え

のかとか、そういう基準でございます。青色の区分は調査・設計・施工関連基準と書いていますが、施設をつくるに当たって必要なものを整理した基準でございます。一番右端が保全関連基準と書いておりますけれども、保全段階の基準ということになります。

参考資料2の裏面をごらんいただけますでしょうか。こちらは、同じ基準類を別の角度で再整理したものでございます。立地、整備、使用・保全ということで、先ほどご説明した論点で再区分して見ております。横軸には告示基準、技術基準、その他という区分を設けておりますけれども、まず告示基準とは何かということですが、こちらは、官公庁施設の建設等に関する法律に基づきまして国土交通大臣が定めている基準でございます。告示をされております。こちらは2種類ございまして、1つは位置、規模、構造の基準というのと、もう一つは保全に関する基準ということで、両方とも国家機関の建築物全体を対象としたものでございます。国土交通省は、この告示基準に基づきまして、各省各庁に指導等を行っているところでございます。

それから、次に技術基準というのが真ん中に出てまいります。こちらは、国交省自ら施設整備を行うために作成しているものでございますが、一番上に書いております総合耐震計画基準などは、各省各庁においても活用するということが申し合わせられておりまして、統一基準というふうに呼ばれております。一部が統一基準というふうになっております。実質的には国全体として統一的に使用する技術基準というふうになっておりまして、また、一部、地方公共団体でも参照されているものでございます。

その他に分類いたしましたのは、例えば丸の2番目に書いてありますが、これはBCPを作成する際の留意点をまとめたものですが、そういった、特に使用・保全のあたりでございますが、マニュアル的なものとして各省各庁にお示ししているものでございます。しかしながら、今回のご審議の課題を考えますと、その他の部分、つまり管理官署が施設を適切に利用するために、その機能確保を確実にしていくために、ここの資料の充実についても非常に重要ではないかというふうに、事務局としては考えているところでございます。

クリップを外していただきますと、先ほど申しました告示基準が2つ添付してあります。全文が添付してございますので、その2つの告示基準に関しまして、関連部分を少しご説明申し上げます。

まず、位置、規模、構造の基準でございます。こちら、位置、規模、構造の「構造」という文字、意味、言葉でございますが、これは構造躯体という意味だけではございません

で、例えば空間構成とかも含めた成り立ちといいたいまいしょうか、そういった広い意味での構造という意味になっております。

下線を引いておりますけれども、第二の位置に関する基準の二をごらんください。読ませていただきますが、「地形、地質、気象等の自然的条件からみて、災害の防止が図られ、かつ、環境の保全に配慮されていること」。ここで掲げておりますのは、官庁施設の位置を選定するに当たって勘案すべき事項が、ここに列挙されております。

次、三、「地震災害等において、災害応急対策を行うために必要な官庁施設の位置は、電気、ガス及び水の供給、下水の排除、通信並びに前面道路の機能に障害が生じないものであり、又は、これらの機能に障害が生じた場合であっても、早期に復旧が可能なものであること。また、当該官庁施設の存する地域の地域防災計画に配慮し、地方公共団体との連携が図られたものであること」というふうに、現在の基準ではこういう記載になっております。

めくっていただきまして、ページの下、第四、構造に関する基準の二、機能性の中のホでございます。読ませていただきますと、「地震、火事、暴風雨等による災害時に必要とされる機能を発揮することができるものであること」というふうに書いております。これは先ほど申し上げましたとおり、官庁施設が備えるべきしつらえといいたいまいしょうか、そういったものを規定したものでございます。

現在の災害に関する部分だけをピックアップいたしましたが、位置、規模、構造の基準についてはこういった記載になっております。

続きまして、保全に関する基準につきましてご説明申し上げます。

こちらのほうは、各省各庁の長に対しまして国土交通大臣が告示しているものでございます。各省各庁の長は、こういった、書かれたように保全しなければならないということです。

まず、別表の第一をごらんください。1ページ目から出てまいりますけれども、別表の第一の読み方でございますが、(い)欄に記載の敷地や建築物等の部位ごとに、(ろ)欄に書かれておりますような、そういった支障のある状態にならないよう保全するという読み方になります。例えば、別表第一の一番上の欄を見ていただきますと、「建築物の敷地及び地盤面」が「著しい亀裂、不陸、傾斜又は排水不良」が生じないよう保全することということになります。

それから、別表第一がしばらく続きますが、めくっていただきまして5ページ目、別表

第二というのが出てまいります。こちらの別表第二につきましては、少し特徴のある建築物について特に定めているものでございまして、別表の第一によるほか——つまり、別表第一は一般的な建築物ですが、別表第二は特徴のあるものについて、別表第一によるほか本表によるというふうになっております。

下線を引いておりますけれども、2段目に災害応急対策を行うために必要な建築物等という区分が出てまいります。(ろ)欄に部位が書いておりますが、拠点となる室、廊下その他の通路と、それから水防板、その他水防設備というのが部位として(ろ)欄に挙げられております。それが、(は)欄に書いておりますような支障が生じないよう保全するという一方で、亀裂その他、はく離もしくは緩みといった支障が生じないよう保全するというふうに求めているものでございます。

告示基準についてのご説明は以上でございます。

戻っていただきまして、こちらの参考2の裏面の表に戻っていただけますでしょうか。申しわけございません。中ほど、技術基準という区分がございますが、立地につきましては、一番上に書いております官庁施設の総合耐震計画基準にしか、記載が現状ございません。斜体で抜粋を一部しておりますけれども、一部「地方公共団体」とか要約しておりますが、告示基準の位置、規模の記載と類似したような記載になっております。

それから、その下、灰色の箱の中に技術基準を書いておりますけれども、例えばその箱の一番上にあります、官庁施設の基本的性能基準といった性能を書いた基準というものと、それから中段、3つ並んでおりますけれども、建築設計基準といった標準的な設計手法を規定した基準、それから、営繕事業のプロジェクトマネジメント要領と書いてありますが、そういった事業実施の標準的なプロセスを規定した基準という、そういったものが技術基準の中に含まれております。

それから、右端、その他欄をごらんください。先ほど少し触れましたので、BCPのところ以外のものについてご紹介申し上げます。一番上は、建築物等の利用に関する説明書作成の手引き及び作成例ということで、整備側が使われる側に説明書をつくるわけですが、施設の使用説明書ですね、そのつくり方を書いたものというのが1番目です。それから、1つ、BCPを飛ばしまして、3番目、官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項というものもつくっております。こちらは、受け入れを想定した留意点等を記載したもので、東日本大震災を受けて最近つくったものでございます。

それから、4番目、国会機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領というこ

とで、先ほど申し上げました告示基準をもう少しブレイクダウンして、点検のやり方など、詳細に書いたものでございます。

一応、基準についてのご説明は以上でございます。

さらに引き続きまして、参考3に参りたいと思います。「官庁施設の総合耐震計画基準」の制定の経緯と書いております。今回のテーマに非常に関係が深いということでピックアップいたしております。

昭和62年に官庁施設の総合耐震計画標準というのができておまして、平成7年1月の阪神大震災を受けまして、平成8年6月に「官公庁施設の地震防災機能の在り方」という答申をいただいております、その趣旨を踏まえ、平成8年10月に、現在の総合耐震計画基準ということで制定をしております。平成15年3月には、先ほど申し上げました統一基準という形になっております。

裏面をごらんください。総合耐震計画基準の概要を表示しております。ご存じの内容かと思いますが、構造体と非構造部材と設備のそれぞれにつきまして、耐震安全上の分類、目標というものを区分して定めております。例えば構造体であれば、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類というふうに分類しておまして、Ⅰ類が一番レベルが高い区分でございますが、建築基準法に相当するレベルの1.5倍の強度というので、上乘せをしているところでございます。

続きまして、参考4でございます。東日本大震災への対応状況についてご説明しております。

最初の2枚で、地震と津波の概要をご説明しております。まず地震の概要でございますが、三陸沖を震源とするマグニチュード9の地震が発生し、東日本中心の広い範囲で揺れを観測しております。左下の図をごらんください。仙台市内の建物における、宮城沖地震と今回の地震の観測波形の比較でございます。赤いほうが今回の地震でございますけれども、非常に継続時間が長かったということが見てとれるかと思えます。

2ページ目をごらんください。津波の概要でございます。三陸海岸の多くの地域で浸水高が20メートル以上ということになっており、一部30メートルを超えた地域もあったという状況でございます。先ほど部会長のごあいさつにもございましたが、今後の津波予測という意味では、内閣府から本年3月末に出しておまして、従来の数値を非常に大きく上回る数値であったということは記憶に新しいところでございます。

続きまして3ページ目、官庁施設の被災状況等でございます。まず、写真を並べておりますが、構造体についての致命的な損傷というものはほとんどございませんでしたが、ご

らんいただけますとおり、地盤が洗掘で露出したりとか、液状化による地盤沈下とか、非構造部材を中心に被害が見られました。

このページの左下をごらんください。3/12と書いていますが、これは3月12日の意味でございますが、地震後すぐに、被災した施設の設備状況に関する注意事項等、施設の利用者に対して注意喚起の文書をたくさん発出しているということを記録しております。

それから、このページの右下でございますが、被災集計を挙げております。震度5以上の地域について確認したところ、赤くなっておりますが、およそ3割の施設で何らかの被害があったという集計結果になっております。

それから、めくっていただきまして、4ページ目でございます。こちらのほうは、タイトルに「(24年度予算)」と書いておりますとおり、今年度予算で緊急に対応する具体的な事業の概要でございます。ご審議をお願いしております「在り方の整理」というものと並行する形になりますけれども、中身、絵を見ていただきますと、例えば重要諸室でありますとか、設備室といったものを上層階、上のほうに移設すると。もしくは、津波避難施設の機能を付加させるといったことを、具体的に宮崎県の港湾合同庁舎などで先行的に整備することとしております。

続きまして5ページ目、今回の地震を踏まえて官庁営繕で実施しました調査の概要を掲載しております。まず、茶色の赤色の帯のところでございますが、こちらにつきましてはヒアリング調査となっております。地震当日、入居されていた官署の方々がどのように行動されたのか、また、施設上の不具合といったものはなかったのかといったことをヒアリングしたものでございます。官庁営繕でこういった調査をいたしましたのは、初めての試みということになります。

それ以外、紺色の帯で3本書いておりますのは、物理的な建物に関する調査ということになります。一番上は被災状況調査でございます。2番目は、長周期・長時間地震動と書いていますが、高層建物に関するデータ分析でございます。3番目が、建物診断結果と被害程度との関係の把握と書いていますが、要は、調査対象が一番下書いていますが、東北で75棟、関東で93棟と書いています。こういったたくさんの建物が持つ耐震性能というものと被害の状況とに何らかの関連性があるかどうかを見てみたものでございます。

それぞれ青色の矢印の右に、調査結果の概要を書いてありますが、まず、茶色の帯のヒアリング調査の結果ですけれども、海上保安署では、ほぼ被災庁舎で業務を継続されたということがわかっております。他の官署には、業務を停止された例というのが確認されて

おります。自家発電設備につきましては、津波により停止したという事例がございました。

また、被災状況の調査を見ますと、構造体に重大な損傷というのは1例か2例ございます。耐震の未改修の施設について重大な損傷が見られた例はございます。しかしながら、多くの被害というのは津波によるものでございまして、資料等の流失や設備・仕上げの破壊といったものでございます。

それから、高層建物についてでございますけれども、耐震の建物に比較して、制振、免振建物では被害が少なかったという結果がございます。それから、構造体の損傷程度の確認が困難であったということも、1つわかっております。

それから、最後、耐震性能と損傷具合の関連性でございますけれども、正直申し上げて、きれいな関連性は見受けられませんでした。一番レベルの高い施設とご紹介申し上げましたI類施設については、重大な被害がなかったということが確認されております。

続きまして、7ページ目からは、今の調査結果の一部でございますけれども、簡単に事例を2つご紹介しております。1つ目は、津波被害を受けた調査の事例でございます。気仙沼市内の合同庁舎の例でございます。鉄筋コンクリート6階建ての庁舎の2階部分まで浸水をしております。めくっていただきますと被害の程度が出てまいります。写真4をごらんいただくと、3階以上は全くなかった被害が、2階部分までは大きな被害を受けているということがおわかりになるかと思えます。それから、9ページ目には平面図、立面図に落としたものがございまして、外に設置した受水槽等が流失している状況とかが見てとれます。最後のページ、10ページ目には、先ほど申しましたヒアリングから起こしました当日の動きというのが出てまいります。自家発がとまってしまって、備品のポータブル発電機で対応されたというようなことがわかります。

それから、11ページ目からは、超高層建物の例ということになります。仙台市内の庁舎でございます。築後40年の古い建物でございますが、めくっていただきまして写真をごらんいただきますと、例えば写真3であれば、かなり家具が転倒した状況とかが見受けられると思えます。それから、最後、13ページ目には当日の動きを整理しておりますけれども、全館一斉避難の指示が出たという状況が見てとれるかというふうに思っております。

参考4については以上でございます。

続きまして、参考5でございますけれども、中央防災会議等の動きということで、政府の動きを追っております。一番左端、東日本大震災復興構想会議から23年6月に出てお

ります「復興への提言」でございます。黒丸で1番目に書いておりますが、災害時の被害を最小化する減災の考え方が重要であるということが、ここでも出されております。

それから、中ほど、23年9月に、中央防災会議の下の専門調査会の報告が出ております。津波被害の軽減対策、もしくは揺れによる被害の軽減対策が明示されておりますが、津波被害の(3)をごらんいただきたいと思っております。丸の2つ目、行政関連施設、福祉施設等は浸水リスクの少ない場所に建設すべしということが、この報告の中で言われております。

それから、右端の枠、平成24年3月の防災対策推進検討会議の中間報告でございます。こちら、中央防災会議のもとに設置された、将来のことを検討する会議でございますが、ここでも減災の考え方というのが継続されております。

参考5のそれ以下には、ホームページに掲載されております各会議の公表資料がございますので、ご参照いただければと思っております。

それから、参考の6でございます。国交省の動きとしてまとめておりますが、3つ、津波防災地域づくりに関する法律と、建築被害を踏まえた建築基準の検証・見直しへの対応、それから、震災を踏まえた新規施策ということで、全体の施策の動きでございます。

めくっていただきまして、1ページ目、2ページ目ですけれども、津波防災地域づくりに関する法律でございます。ご存じの内容かと思っておりますが、都道府県の知事が津波浸水想定を設定するということになっております。それにつきましても、最大クラスの津波を想定して、最悪の条件下を前提に津波浸水深を想定するということになっております。関連事項といたしましては、それを受けて、これも都道府県知事が指定した警戒区域内においては、市町村長が津波避難施設を指定することができることになっております。津波避難施設というものの中には、いわゆる津波避難ビルや津波避難タワーといったものが含まれております。

続きまして、3ページ目、建築基準の検証・見直しへの対応でございますけれども、こちら、住宅局のほうで、建築指導課のほうで検討しております、建築物全般を対象とした基準の検討の状況でございます。1番目で、津波危険地域における建築基準等の整備ということで、昨年11月に、津波に対する強度設計法の暫定的な指針が出ております。それから2番目、地震被害を踏まえた非構造部材の基準の整備に資する検討ということで、主に天井の耐震対策について検討されております。それから、③長周期地震動に対する建築物の安全性検証方法に関する検討ということで、長周期地震動についての検討、それから、

④液状化に関する住宅情報の表示に係る基準ということで、住宅分野でございますが、液状化に関する検討、それから、⑤エスカレーター等の昇降機に係る地震安全対策に関する検討といったことが行われております。

最後に、国交省全体の取り組みをご紹介する資料をつけておりますけれども、非常に幅広い内容になりますので、簡単に少しだけご紹介申し上げます。10ページ目の上段をごらんください。資料3となっておりますが、津波警報の精度向上といったことが挙げられております。それから、11ページの上段、資料5でございますが、粘り強い防波堤・防潮堤の導入という資料になります。右下のあたりに、液状化の判定方法の見直しというような記述もございます。それから、13ページ目、下段、資料10でございますが、長周期地震動に関する情報提供ということで、これまで情報提供されてこなかった情報について、今後、提供していくというものでございます。それから、19ページ下段でございますが、帰宅困難者・避難者等の安全確保ということで、特に都市部における安全確保といったものを想定した取り組みを行っているところでございます。

それから、参考の7は報道記者発表資料でございまして、南海トラフと首都直下地震についての内閣府及び文科省からの資料を添付しておりますが、説明は割愛させていただきます。

それから、引き続きまして資料の3、スケジュール表を1枚つけております。今回を含めまして4回程度のご審議をお願いしたいと考えておりまして、本年秋ごろに官公庁施設部会としての報告をまとめていただきたいと考えております。ご報告の結果を踏まえまして、別途設置させていただいております検討会で、技術基準を中心に専門的なご議論をいただいた後、年度内に関係基準の改正を行いたいというふうに考えております。

資料2-2及び資料3に関する説明は以上でございます。

【部会長】 どうありがとうございました、長い間。

東日本大震災でどういうことが起こったかというのは、少しずつ新しい点は出てくるにしろ、大体出尽くしたという感があると思います。最初に申し上げましたように、官庁施設というのは、どうしても海岸際に置かざるを得ないものもあるし、そういったものを置いたり、それから、最後にある内閣府の委員会のように、高い値がどうしても出てきていて、国土交通省としても、12月末に出た地震津波防災地域づくりに対しては、やっぱり最大級のものを考えて設計するという方針は固まっているようでございます。

どうでしょうか。まず、資料についてのご質問はありますでしょうか。お手を挙げて

いただければ。よろしゅうございますか。

【部会長】 ちょっと私のほうから確認をさせていただきますけれども、あまりセクシヨナリズムにこだわるわけじゃないんですけど、官庁営繕としては、つくって、もしくは大規模改修して、管理者に引き渡した後の管理体制は、今の制度では使用者がやることになっているんですか。

【国土交通省】 そうです。

【部会長】 それは何かで決まっているから、それとも慣行的にそういうことになんですか。

【国土交通省】 制度上は国有財産上の制度になると思いますね。国有財産の管理権能を管理官署に与えるという形が今とられていますので、私たちが持っている法律というのは整備の法律なものですから、だから、そこら辺で切れているという感じではないかなと。過去からやっぱり、我々の組織で管理はとてもできない部分がありますし、過去からのやっぱり国有財産管理上の考え方の整理の延長上にあるということだろうというふうに理解しておりますけれども。

【部会長】 それが現状なわけですね。

【委員】 ちょっと関連ですけれども、そうすると、所管は財務省ということになりますけど、実際上の管理については、基本的には各省庁の管理ですよ。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 それで、財務省自体は何か……。

【国土交通省】 総括ですね。言ったら早い話、最終的に必要な指示ができるという、国有財産の管理上のあれは何ていうんだっけ。

【国土交通省】 ちょっと今、法律が手元にありませんが、国有財産法の総括機関というのが財務大臣という位置づけでございます。今、ご説明申し上げましたように、国有財産と申しますか、庁舎等は一般には公用財産ということになるかと思えます。行政財産の一種になりますので。そういう意味では、行政財産ですから各省で管理をするということに、国有財産法上はなっていると思えます。

【委員】 今の基準は、総括はいいんですけど、具体的に総括の中身というもののなかで、管理について何かしら指針的なものは一切ないということによろしいですか。何となく、きょうの議論とかぶるところもあるのかなというふうに……。

【国土交通省】 総括権能ですから、国有財産の使用状況を確認することもできますし、

また利用の仕方ですかね、使い方について、それなりの意見を申すこともできるはずですが、財務省としては。

【委員】 そうですよ。だから、バッティングしそうじゃないですか。

【国土交通省】 大きな切り方としては、技術的事項は大体我々が、建物については、維持管理の部分についても、保全の指導という形で実施しています。だから、管理上の部分というのは、基本的には財務省が大体やる。管理というのは両方本当は入るんですけども、その中の技術的事項は大体我々が担当しているという、そういう感じ。

【委員】 整理された情報があるといいなと思うのと、あと、普通財産の場合は、財務省のみという……。

【国土交通省】 普通財産は完全に財務省です。

【委員】 ですよ。営繕はなし、普通財産の場合は。

【国土交通省】 我々はありません。

【委員】 一切なしですか。だって戻ったりしますでしょう、行政財産に。

【国土交通省】 逆に言えば、一番わかりやすいのは物納物件がございますけれども、例えば建物なんかは税金のかわりに物納されて、あれはみんな普通財産処分財源になってございますけれども、そこに対して我々が直接これまで何らかの形をしているわけではない。ただし、少なくとも国家機関の建築物であるという概念は一応残ってはいるので、全くゼロというわけではないとは思っていますけれども、実態上は、目的が処分される財産なので、使おうとするイメージがないわけですので、我々が積極的に手を出しているわけではないとご理解いただいたほうがいいのかもかもしれませんね。

【国土交通省】 それを整理したものはまたつくりますけれども、いずれにしても官公法の世界では、適切な品質を持つものを整備して、それが使われている間は、それが維持されないといけないという観点から、今、〇〇はハードについて申し上げましたけど、建物のハードについてのいろいろ点検とかそういうことについては、義務化して、指導・監督するという立場があるということでございます。だから、運用というところになると、若干、官庁営繕がほんとうに完全に責任を持ち得るかどうかという議論はあるんですけども、実態論として、それがうまく使われるというためには、マニュアル的なことにはなりませんけれども、技術情報を提供して、実質的には使われるようにしているというのが実態であります。

【委員】 調整はされるんですよ、一応。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 私ばかり発言してもあれですけども、私がお伺いしたのは、多分、今の
ような状況を考えると、既存の施設に対する対津波性能の向上だとか、耐震も含めて、そ
れから、設備の問題も含めていろいろ、その要求者は使用者になるわけなんですか、基
本的には。それとも、国土交通省の官庁営繕のほうで、次にどういう整備計画をしようか
という、それ……。

【国土交通省】 制度上は2つあります。

【部会長】 そうですか。

【国土交通省】 先ほど意見書という話をしました。

【部会長】 おっしゃいましたね。

【国土交通省】 意見書というのは、財産を持たれている方がこういう整備をお願いす
る、または、こういう整備をしたいというような形で提示されてきます。もう一つが、政
策的整備ということです。物としては両面ございます。1つは、やっぱり管理官署が、管
理されている側から、こういう整備をお願いしたいということで上がっている部分と、も
う一つは、建築の、官庁施設の営繕政策的な側面から実施する部分と両面ありまして、必
ずしもどちらからだけというわけではない。

特に耐震対策とか、それからバリアフリー対策とか、こういった話は、政策的な対応と
いう形で基本的にはやっていますので、最終的に意見書制度も制度上はありますので、各
省各庁から上げていただく形をとることも多いんですけども、基本的に政策的な整備に
ついては営繕側がある程度立案をして、スケジュールをつくってやっていく。個々の壊れ
たとかいろんな部分、そういった部分の整備については各省から上がってくると、管理を
されている側から上がってくるというふうに、大きく理解していただければいいだろうと
いうふうに思っています。

【部会長】 どうぞ。

【国土交通省】 すみません、ちょっと補足的になりますけど、そういうことですので、
例えばですけど、津波に対してはこういうふうな整備が必要ではないかということで、総
括的に、各省に対して国土交通省としてご意見を申し上げるということはあるという
ことです。

【委員】 この諮問というのは「大津波等」ということで、部会長は「等」の中に震災
が入っているというような説明なので、それで、参考資料2の、先ほど説明があった位置、

規模、構造に関する基準の中には、震災だけを想定して書いてありますよね。こういうものに関して、津波も技術基準等を入れるというのが1つの目的。だから、それに影響する範囲でいうと、すべて津波に対してどうだということを議論しよう。その中に、さらに東日本大震災では予想を超えるほどのマグニチュードのものが出たので、それもあわせて考えましょう。ただし、諮問にはあまり明快には書いていない。そんなことですか。

だから、津波が……、端的に言えば津波地域を主に考えると。山間部ではないと。そういうような前提でいいですか。

【国土交通省】 端的に言うと、津波ということと、あと地震動も長周期という、今回、今まで経験したことがなかったものがあったので、長周期に対するいろいろ対応というものもあるかと思えます。

【委員】 わかりました。

【久保部会長】 私は個人的には、次に危惧されるような事象というのに、やっぱり震度7クラスの地震動というのも入るということで、ちょっとそのあたりは頭に入れておきたいかなと思っております。

先ほど、ちょっと話がもとへ戻るんですけども、多分、後で皆さん方のご意見とか見解なりをお聞きするのに当たって、やはり地域との協力というのはどうも不可欠になるかなと。そうすると、営繕計画をつくるのに、やはり地域の状態を知っている使用者というのか、今の管理者からのいろいろな整備提言というのが出てくればですね……。大変申しわけないですが、やっぱり中央官庁の方々が、なかなか各地域でどういう地域防災計画を立てたり、それが置かれている市なり町なりがどういうふうな難題を抱えているかというのは、やっぱり把握できないと思うんですね。能力、人的、経済的、もしくは地域的な範囲を超えているような事象だと思うので、ぜひ、そういう今使っている地域からの要望を吸い上げるようなシステムというのは必要じゃないかな、そちらに重点化をすべきじゃないかなというのは、何となく思い浮かぶところなんですけど、いかがでしょうか。

【国土交通省】 今、現時点でも、地域整備計画という計画を、これは前々回の審議会の答申をいただいて立ち上げたものですけども、いろいろな行政地域というか、いろいろ庁舎が活動しているブロックに全国を分けて、その地域の中にある官庁施設の状況とか、その市町村の計画とかをあわせて、その地域としての将来的な計画を立てるという枠組みができていて、それを今、実行しているところですので、地方整備局が主体となってやっておりますけれども、そのようなことについてもう少し深めていくとか、そういうことは

あるのかなというふうには思います。枠組みとしてはありますので、それをもっと強化するとか、そういうことはあるかと思います。

【部会長】 それでは、ぜひ皆様方のご意見を伺いたいのは、主に資料2-2に……、パワーポイントの資料と2-2でございます。これについて何か。きょう、なかなか膨大な資料の説明を受けましたので、なかなかすぐにはわからない部分があると思いますけれども、ご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【委員】 では、まず最初にいいですか。

【部会長】 はい、どうぞ。

【委員】 2点ありまして、1つは、今後検討すべきではないかということが並んでいるんですけども、一部、東日本大震災の調査でこうだという説明がありましたけど、これ、それらすべて、こうすべきだということを当てはめると、一体どういう反省点が出てくるのかというのが非常に気になる場所なんです。やっぱりこれからのことを考えるためには、今の事実関係というのを相当押さえていないといけないと思うんですけど、その辺がどうなんだろうというのが1点ですね。

それからもう一つは、今度は逆に、想定している東京直下型とか、それから東海・東南海・南海の連動の震災を想定しているとしたら、どういう計画が立て得るのかというのは、現実に地方公共団体と本省が一緒になってとか、あるいは地域の住民の人たちが一緒になって、災害対策、災害計画というか、そういうものを立てようという動きはありますか。それが、逆に言うと、今の東日本で、かなりのことがうまく行ったり、まずかったりという結果が現実にあるわけですね。それをいかに早くそちらのほうに持って行って、シミュレーションなりすることに役立てるか。そこでわからなかったら、また東日本を参考にすると。まだ東日本が復興を完璧にしていない段階で、問題ではないかという部分もありますけれど、より早くやらないとらちが明かないということの、ですから、要するに東日本の現状というものを、今回の論点の中でどういうふうに事実としてはあるか。今度は逆に、目指すべき直下型と東南海等の地震に対する計画というものを立てる上で、いかにうまく東日本の経験を使うかと。その辺の知恵どころというか、どういうふうに考えられていますか。

【国土交通省】 一部、参考4でご説明いたしましたけれども、官庁施設の被災状況等の調査をいたしました。冒頭、ご説明でもいたしました。ハードとしての調査に加えて、実際に入居官署がどのような行動をとられたかということをご丁寧に調べておりますので、

そこを踏まえて、今後、きちんとまとめていかないといけないと思っておりますが、現時点での認識としては、やはり津波ということに関してハード的な対応が十分できていなかったということと、それから、使用者とのいろいろな情報のやりとりが、必ずしも十分にできていなかったおそれがあるということで、その2点がメインのところだと思います。

また、長周期につきましても、いろいろ技術的には点検ができにくかったとか、あと、避難がいつの時点でやればよかったのかがいま一步明確ではなかったとか、管理官署のほうで非常に苦勞されている点がありましたので、そのような避難関係とか、今後のハードの対応というのがあるかと思えます。

いずれにしても、今の段階ではきちんとまとめ切っていないので、またお示しをしたいと思えます。

【部会長】 どうぞ。〇〇委員。

【委員】 初回だから何を言ってもいいと思っているんですけど……。いや、そんな大したことは言いませんけれども、資料2-2で「在り方」とか「必要性」とかと書いてありますので、こういうことの意味を伺いたいというわけですね。それで、考え方としては、その裏のポンチ絵にいろいろ書いてあって、これは結構整理されていると思うんですけども、それで、最終的に官庁営繕の皆さんは、やっぱりそうやって答申された結果を具体的に何か表現しなけりゃならないわけですね。その表現の場としてこの参考資料2の裏の基準類が1つあるのかなと思うんですけども、基準だけではなくて他にもあるかもわからないですね。そのあたりは、どうも僕は、イメージが湧きません。「在り方」、それから「必要性」があって、そして、それに対応して今ある基準を直したり、あるいは新たな何か基準が必要になるのかもわかりませんが、それを一応事例としてやってみないと、この基準だけでいいのかどうかというのがちょっとぴんと来ないのです。ですから、僕ら、何を考えたらいいかというのがよくわからない部分があるので、もう少し、何といましようか、さっきのポンチ絵なんかをもとにして、こういう最終的な何か、この委員会のアウトプットというよりも、官庁営繕の皆さんとしての何かアウトプットですか、そういうもののイメージがあると、アドバイスもしやすいなと思った次第なんですけどね。

【国土交通省】 よろしいでしょうか。現時点で、まだきちんとまとめ切っておりませんが、参考資料5でお示したんですけども、実は政府の全体の大きいいろいろな委員会での評価の中で、減災という言葉が出てきています。これ、最初は私自身としても、減災の意味がいまいちよくわからなくて、一体何が防災と違うんだらうなとよく考え

ていると、減災という言葉にあらわれているのは、ハードとしての防災ということだけでは必ずしも十分にやり切れないという認識があって、それは建築に限らず、世の中全体に出たと思うんですけれども、それを、じゃあ、官庁施設は建築をつくる立場であって、しかもソフトにつなげる、維持管理につなげる立場でありますけれども、減災という言葉は建築に落とし込んでいったら、一体どのようなことになるのかというような、これはちょっと理念的なことになるかもしれませんけれども、そういう考え方があって、それを受けて、じゃあ、今の技術基準の体系とかはこれでいいのかとか、ここをもっと強化しないといけないとか、あるいは、このようなものをもう1回再点検して、どこを直していけばいいかを見つけていくというか、ちょっと漠っとしていますけど、そのようなことを何か答申としていただくと、個々の技術基準の見直し方も、何かこう頭がすっきりするかなというふうに、まだちょっともやっとなんですけど、そういうふうに今、思っているところでございますけれども。

【部会長】 ○○先生のお話のとおり、この資料2-2は、だれから見てもこういう文章にしかならざるを得ないんですよ。津波に対しては高いところへ基本的につくれと。だけど、どうしても官庁施設の場合は、特に海上保安庁の海にかかわる官庁施設は海沿いにつくらざるを得ない。どうしようかと。そこで、大体話はおしまいになっちゃうんですけど。

今、○○さんがおっしゃいましたけど、私、多分、減災というのは、ミティゲーションというのは、○○先生がいらっしゃいますけど、私の意見では、やはり特に一般的な建築物に、もしくは一般的な社会資本設備に対して言うもので、復興・復旧にかかわる労働をなるべく軽減して、それを早く終らせるための施策であって、今、官庁営繕が取り扱うようないわゆる防災拠点というものに対して、減災というのはあまりなじまない施策じゃないかと私は考えますね。

減災したから、少し重要拠点で受け入れなくちゃいけない避難者の数を調整するとかということもあるかもしれませんが、官庁施設は、減災していいものと、どうしてもいけないものというふうに、やっぱり仕分けは必要じゃないかと思えますけど、いかがでしょう。

【委員】 ちょっと、どこまで議論していいのかわからないんですけど、1つは、単体としての防災性ですよ。これは、防災性能を上げるというためには、2-2に書かれていることに大体なっちゃうんだらうなという感じはするんですが、もう一つがBCP

的な考え方ですね。いくら、例えば単体としては全く問題がなくてあったとしても、今回の地震を見ればわかるけど、下水道施設は津波が来ると大体やられちゃうので、下水道が使えないので、トイレは使えないとか何とかいって、結局なかなか、現実にはかなり苦労する。あるいはいろんなインフラがやられちゃうと、例えばエネルギーとかが来ないとか、電気が来ない。

それは、例えば官庁、特にAクラスという言い方はないのかもしれないけど、絶対にとめてはいけないような官庁施設については、例えば自家発電を入れるとか、場合によっては、簡易の下水道機能をもっと事前に持っておくとか。そこまでやるのかという話ですよ。まずその話をしなきゃいけないのかなと。どこまでそこをしなきゃいけないのか。それは、実際にはその場所だけの単体の話だけじゃなくて、その周辺の話なので、とりあえず東電がどうかとか東ガスがどうかと、そういう話まで発展しちゃうので、ちょっとそこまで議論していいのかなという感じがするんですね。

もう一つは、今度は行政機能を受け持つだけじゃなくて、何か災害があったときには、実際にはその周辺の地域からのいろんなニーズを受け入れなきゃいけない。例えば、実際、東日本大震災があったときに、トイレ施設が非常に困って、例えば実際には警察に立ち寄ってトイレを使わせてもらうとか、そういうような談話とかがあるんですけども、あるいは、いろんな情報を集約して、情報を発信するような拠点として来る。そうすると、結局、市民が年がら年じゅう来るような感じになるとかですね。例えばそういうような、地域に災害が起こった後の位置づけとしてどういうものを考えるか。それによって、実は備えるべき建物の仕様というのも変わってくるんじゃないかと思うんですね。

それから、もう一つ考えなきゃいけないのは、建物、こういう行政や何かの施設というのは、やはりこれは倒れちゃいけない、これは倒れないほうがもちろんいいんだけど、万が一の場合に代替機能があるとか、そういうある種の分類をしておいて、例えば仮にA、B、Cとすると、例えばCがやられた場合にはBが補完すればいいとか、Bがやられた場合には、実はほかのBではなかなかできないので、こういう対応が必要だとか。何かそういう防災というか、対応、対策と、それからその分類とをうまくミックスというか、整理して、それで実際に施設整備をするみたいな、そういう発想も必要だと思うんですけど、そういうのはここに入っていないんですね。

何か、単体はいいんだけど、単体以外の部分としてどこまで考えるかによって実はちょっと議論が広がるので、まずそこをどこまで議論していいのか。私はどちらかというとも

市計画とかまちづくりなので、そういうのも重要だと思っているんですけど。しかも、この課だけではできないのはわかって言っているんですけども。

【国土交通省】 すみません、そこはちょっと分けて考えることも可能かと思います。基本は、私どもとしても、そういうインフラがもうきちんと万全にできているところに出ていくのが一番いいし、それが望ましいと思うんですけども、オンサイトだけで完結しないといけないような地域に出ないといけないこともあるので、両面を考えるとということなのかなと思うんですけどね。

【委員】 それは、どこまで機能を維持するかによるんですよね。

【国土交通省】 そうですね。

【委員】 簡易トイレがあればいいというんだったら、場合によっては下水道が使えなくてもいいという部分もあり得るのかもしれないし。

【国土交通省】 ちょっとここには、きょうの資料には上げておりませんでしたけれども、今回、被災した官署で、地域の方というか、ご近所の方なんですけど、携帯電話の充電をさせてくれとか、ちょっと細かい話ですけど、そういうことで官庁に見えて、実際機能したということがあって、それは全く想定していない、従来、官庁施設として地域との連携とか貢献等は申し上げますけれども、基本は国が国の機関としてやるのがミニマムなわけで、そこを、広がったものまでほんとうに整備できるかって、いろいろ問題もあるんですけど、現実はそのようなことが要請されたということも踏まえると、そこをどこまで踏み込んで考えていくべきかというのは、論点の大きい1つかなと思います。国民的にそれが合意されないといけないということもありますし。

【部会長】 じゃあ、〇〇先生。

【委員】 今の〇〇先生と重なるところなんですけど、実はこの2-2の資料、確かに、見ると当たり前を考えてしまうんですが、官庁施設自身のBCPとしてだけを考えていいのか、地域において、初期対応として、例えば避難階段を外アクセスもわかりやすいようになっていて、いざ逃げられるような拠点から、今おっしゃったような携帯電話の充電まで、どこの範囲かということはあるんですけども、非常時には地域の中のそういった防災拠点としての機能をどこまで……、避難拠点、あるいはしばしの、テンポラリーな救助拠点としてどこまで担うのかというあたりをどこまでするのかで、かなりイメージが違って来るんですね。

だから、言葉遊びをするというよりは、今、皆さんから上がっているような検討事項を

考えるとすると、やはり実際にパイロットプロジェクトでどこかで工事をするというわけじゃないんですけども、やはり典型的な庁舎をとらえてケーススタディーをしてみないと、なかなか設計解として、ここへ書いた美しい言葉が現実になるのかということが見えてこないと思いますので、やっぱりこの検討の中で、ある種の、実際、実存する庁舎を対象にケーススタディーをされるといいんじゃないかなと思うんですね。

それと、もう一つは、やはりいずれにしてもハード、ソフトの連携がとても大事だと思いますので、ハードの連携って、今、〇〇先生がおっしゃったようなインフラをどうするかということがあります。逆に言うと、そういった時点でどこまで自律性があり得るかということですね。二、三日は非常電源なり何かで頑張れるぐらいは盛り込むのかそうじゃないかあたりの、インフラが、徹底的にだめだったらどうしようもないんですけども、ある程度はその建物で持ちこたえるところまで考えるのか、考えないのかと、このあたりもありますし、またそういう意味では、地元の人たちは、それぞれの立地をどこまで官庁施設に期待しているかですね。

やはり、例えばある所在地で、5階建てのRC施設は官署とそれ以外はないなんていうところでの期待度と、そういうものが20棟、30棟あるような市街地だと、やはりかなりソフト上の連携も違ってくるとと思いますので、そこら辺も含めてお考えになるといいというふうに思います。

【国土交通省】 まず1つ目のお話ですけども、少なくとも津波法で、津波避難ビルということ自体は法律に位置づけられていますし、自治体からも津波避難ビルにしてほしいという要望が実際ありますので、地域との連携でいえば、最低、ミニマムとしては津波避難ビル……。

【委員】 となると、例えば……。

【国土交通省】 クラス。だけど、それにどこまで付加していかないといけないか。

【委員】 外階段なんかは、そうすると、そういうこともあり得るわけですね。

【国土交通省】 はい、あります。

【委員】 地震に対する情報が色々なところから最近は得られるようになっていきます。例えば地震の始まる前ですと、緊急地震速報があります。そういったものを使って、例えばエレベーターを安全なところで止めてしまおうとか、地震の来る前にできることは何かを整理して、事前に手を打つことが可能になってきていると思います。きめ細かく何が対応できるかを、時系列で見直したほうが良いかと思っています。

地震が来ておさまるまでは、今回の地震でも、超高層建物の上階にいる人はほとんど動けなかった。恐怖感とかで、その間はほとんど何もできなかった。終わった後に、この建物は大丈夫かどうかの情報発信が、なかなか今回できなかったようです。官庁施設で見ますと、地震計とかは結構つけられています。今の技術では、そういった情報を使うと、この建物は損傷を受けていなさそうとか、グレーゾーンだから少し使わないほうがいいだろうというのを、早目に評価できる被災度判定システムが、モニタリングを含めて、開発がされてきています。

重要な施設は、使えるか、使えないかを、早く判断することが必要かと思います。例えば中央官庁であると、どの建物が使えるとか、どの建物はグレーだとか使えないとかを、共有できる体制をつくって、1棟1棟ごとではなくて、全体でそういうシステムを整備すべきだと思います。

それから、エレベーターが止まると、なかなか超高層建物は機能できないというのが、今回の地震でも起こっていたようです。ただ今回の場合は、構造被害がなかったので、1日か2日で回復したと聞いています。ただ、その回復の仕方が、すべてのエレベーターを回復させるのではなくて、建物で必要な分だけを動かして、できるだけ多くの建物で回復するような措置がとられたようです。そういった方法を含めて、機能回復するための手順を実行するためには、ある程度事前にシナリオをつくっておくのが重要だと思います。

そういう意味で、ハードだけでなくソフトの利用の仕方とか情報の連携の仕方とか、もう1度整理していけば、かなりうまく行くかと思います。例えば参考資料2で、別表第二の5ページですが、応急対策を行うために必要な建物等の欄では、非構造部材の亀裂だとか、何かそういう被害が出ないようにということだけが書かれています。本来は、そういう施設は何を作業してどういう機能を守らないといけないかというシナリオをつくっていくと、ただ単に亀裂が起きなければいいというわけではなくて、もっとほかにやらなくてはいけない、例えば直接かわりがないから被害が出てもいいというものも、その機能を維持するためには必要になるものもあると思われる。そういうものが漏れている可能性があると思いますので、何が重要で、それを機能させるためには何が必要かをもう一度見直して、表をつくったほうが良いのではないかと思います。ちょっと長くなりました。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 私はあまり議論を大きくしないほうがいいなというふうに思っていて、できることでというのが基本なんですけど、ちょっと確認で、津波避難ビルというのは官

庁でもいいんですか。中央官庁のものでもなるんですね。津波防災地域づくりに関する法律の中で書いていて……。

【国土交通省】 なります。

【委員】 それは、指定すればそれになるということで、じゃあ、その機能をあわせ持つことができるかと……。

【国土交通省】 はい、そうです。

【委員】 いうことで、だけど、それは基本的には都道府県、あるいは市町村のご判断によって決まるということですね。

【国土交通省】 そうです。

【委員】 でも、そこは乗っかりやすいのかなと思いますけど……。

【部会長】 一応津波避難ビルというプラカードが張られることになっています。それで津波避難ビルだと思って入ったビルがほんとうに安全かどうかというのが、今回の東日本で一応議論にはなっています。

【国土交通省】 ちょっとすみません。それも、管理者が、管理官署がオーケーと言わないと、もちろんだめなんですけど、「したいんだけど、どうですか」と言われたら、「うち、大丈夫です」と言ったらなりますということです。

【委員】 そうですね。それで、方向みたいな話でいうと、「施設の立地の在り方」というところなんですけど、これは、きょうご紹介あった告示があるわけですけども、入居官署の業務によって、どうしても海際になければならないものというのがありますよね。だから、いっそ合同庁舎になっているときに、どういう業務をそこに配置するのかというあたりについては、多分議論ができると思うんですね。

【国土交通省】 そうですね。

【委員】 それで、だから資料を見ると、気仙沼のケースですと、例えば税関とか検疫とか、それから海事関係とか海上保安とか、どうしても海際がないとまずいというものがあって、そういうものについては海際に寄せるということだと思うんですけど……。

【国土交通省】 そうですね。

【委員】 法務局とかそういうのは、別にもっと陸地でいいわけですから、その点についての、そこは各省との調整みたいなことがあるいは必要で、こちらのほうからある種指針みたいなものを示した上で、海際につくるものについては、それこそ堅固のものじゃなきゃまずいという話になりますし、紙みたいなものは置かないほうがいいというような形

で、ミニマムにつくれるのかなというイメージなんですけど。

だから、立地のところについては、入居官署の業務の整理をしていただきたいということで、各省の業務、どういうものがあるというところを少し整理した上で、基準を立てていくということかなと思います。

それで、この告示の書きぶりなんかを見ますと、最初の国家機関の建築物云々の構造に関する基準というのがございますけど、例えば第二の位置に関する基準の1ページ目のところですけど、二号のところだと、「地形、地質、気象等の自然的条件からみて、災害の防止が図られ」るように配慮されているということがあるんですけど、これなら一応文言上は津波も入ると思いますけど、実際には想定していなかったというところが問題で、津波災害というのは、そういう議論が基本的にないところなんですよね。だから、それが読めるように書くということが1つ課題で、特に去年の……、やっぱり日本って島国なので、海をどう扱うかというのは、1つの切り出し方としては、独立した課題になると思うんですね。なので、そこをそういう形で改正するなり、下位規範にどう書き込むかということになると思います。

あと、だから第四の構造のところも同じで、地震、火事、暴風雨だけなので、津波をちゃんと入れるという話になるのかな。そうすると、そのぐらいならできそうな気がちょっとしておりまして、とりあえずそんなところですけど、あまり手を広げないというのが私はいいなと思いますけれども。

【委員】　ちょっといいですか。今の〇〇先生のお話も、広過ぎるから絞るということもあって、もう一方では、営繕でかなりこれを本気でやらないといけないプロジェクトですよ。そうすると、やっぱり押しなべて広くルールといいますか、制度として整備する部分と、それからもう一方では、僕が一番深刻に今、思っているのは、東日本の震災はもちろんあるんですけど、その次に、和歌山の海岸地域の小学校っていうのは逃げ場がないんですよ。どういうことを考えたかという、避難を地下の防空壕みたいなものですよ。津波部屋をつくってしまうというのに補助金をつけてくれんかと。これはほんとうにそれでいいのという。つまり、学校というのは大体避難所になるじゃないですか。そういうところで、今、非常に困っているわけですね。自治体としてもなすすべがない。

そうすると、営繕部隊がどこまでできるかわかりませんが、1つのケースとしては、大変知恵のある人たちがいらっしゃるわけだから、ケーススタディー1つって、〇〇さんが言われたように1つそれをやってみると。それから、防災拠点という意味では、その地域

で地方公共団体が建てる建物というものを考えてみる。

それから、おそらく営繕の公共建物だけじゃなく、これは民間への波及ということだと思いますと、関西は割と津波にぼんやりしているんですけど、海拔ゼロメートルというのが寝屋川までで、15キロぐらいが海拔ゼロメートル地点ですね。津波を案外低く見積もっているんですけど、巨大なことがあり得るんです。海拔ゼロということは、天井川ですよ。僕、七、八年前にディベロッパーの人たちに、そういう津波というのは東南海であり得るわけで、そうするとすぐにオーバーフローする。そうしたら、一旦浸かると、東北の被災地のところでもそうですけど、水に浸かったまま2階というぐらいのことが結構あるわけですよ。そうすると、マンションを売るときに、そういう防災避難マンションといって、1、2階はあきらめると。その家具というのか、重要なものはどこかのトランクルームを常時からやると。それから、避難するのはここに逃げなさいよというのをセットするかと、そういうことをディベロッパーの人にもちかけると、全くお金になりませんと。避難マンションだからといって高く売れるかという、かえってロスがあるという。

そういう意味では、さっき3つの例を言いましたが、民間のものと、それから学校とかの公的建物で避難場所になるもの、それから防災拠点になるもの、そういう3つぐらいを取り上げて、プロジェクトチームでそういうのをどう考えるんだと。もう一方ではそういうことを統括する、今回のさまざまな基準類の見直しという、2つに少し分けて考えないといけないんじゃないかなと。

それで、待ったなしなんですね。だから、和歌山の学校の先生とか、生徒の親御さんというのは、おそらく日々非常に悩ましいことになっている。せいぜい地下壕を掘るかなんて、そういうことになってしまっているんですよ。やっぱりそういうのを営繕も少し考えているぞということを出し出すと、報道がもうちょっと行政に優しい表現になるんじゃないかと思うんですけど。

【部会長】　　今の話は、中央防災会議マターに近いようなことなんですけれども、〇〇先生、〇〇先生からあったように、やっぱりモデルケースをちょっとやってみるとというのが一番わかりやすいんじゃないかなと。ケーススタディーとも言われますけれども、どこか、来年度、考えられるようなところだとか、想定地域をかけてもいいんですけども、それで、少し具体的な問題点が明らかになるような気がいたしますけれども。それが多分、〇〇先生と〇〇先生からお話が出た……。ちょっとやる内容が、つかみどころがないといったところがかめるようになるんじゃないかと。

【委員】 先ほど申し上げたのとちょっと違う視点で幾つか、若干ここに書いてあるのがあるんですけど、まず1つは「立地の在り方」というのは、津波のおそれがない高いところと書いてあるんですが、実は結構、今回、問題になったのは、火災なんですよ。結局、そこあたりに燃え草はないんだけど、実は津波で燃え草があらわれてきて、結局火災になるというようなことがあって、それは結局津波の上流側——つまり海側なんですけど——に何があるかによるんですが、例えば、結構、今回問題になったのは、自動車だとか、そういう、ふだん何げなくどこにでも置いているんだけど、実は津波が来るとどんどん流されていくようなものというのがあって、そういうものに対する配慮、立地を考えたときにこういうような配慮が必要だよみたいなものを入れるかどうかですね。というのがちょっとあるのかなという感じがしました。

それから、先ほど海側にどうしても建てなきゃいけないものは堅固な建物というような話もあったんですけど、一方で、実際、津波の現場を見てみると、1階が抜けているほうがかえって大丈夫というか、少なくとも倒壊なんかしないような状況があって、だから、むしろ受け流すようなつくり方というものもある。それはむしろそちらがご専門だと思うんですけど、何かそういう部分について、もう少し詳しいあり方というのを示していいのかなと思います。

実は1つ心配しているのは、今、とにかく危ない、危ないというので、10メートルが20メートル、20メートルが40メートルみたいな感じで、どんどん津波の高さが上がっていくんですけど、一方で、あまり過大になると、結局、ある1カ所はできるかもしれないけど、ほかはできないということになると思うんですね。そういう意味で、少しリスクの考え方について、やっぱり適切に考える。ほんとうに守らなきゃいけないものは、そういう、ほんとうに過大なものが来たとしても守るよという発想がいいと思うんですけど、一方で、官庁施設をすべて同じように考えるというのは、私、ちょっとおかしいのかなというか、現実的ではないのかなという気がするんですね。そのクラス分けの考え方というのも、おそらくこういうところを出していかないと、なかなか各省では、いろいろと判断がまた難しいだろうと思うので、こういうところでやっていったらいいと思います。

【委員】 今の点は、告示とかで反映させることってできるんですかね。

【国土交通省】 できます。できることはできます。

【委員】 できるんですね。ランクをつくって対応させるということですね。

【国土交通省】 総合耐震の計画は、これは地震版ですけど、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類とか、これ

はそれぞれどういう官署はI類だとか、あるんですね。だから、津波は地震と違うカテゴリーにするかどうかというところとかはありますけど。現実問題は……。

【委員】 あと、何か海保なんかは、被災したけどちゃんと業務を継続したんですよ。別に庁舎は要らないのかもしれない。

【部会長】 2階ぐらいの高さでしたから、多分、6メートルぐらいだったんじゃないんでしょうかね。それに対して、今おっしゃっているように、今、東南海で評価されているのが30メートル、40メートルのクラスが出てくると、最大規模の外力に対して施設は安全に守るんだという官庁営繕の基本的施策ですと、やっぱり今言われている30メートルというのは、設計外力として考えざるを得ない状況じゃないかと。

私、〇〇先生がなるべくコンパクトな議論にしようと言うのですが、私が思っている「施設の立地の在り方」を行くと、先ほどちょっと地方自治体との話を申し上げましたけど、やっぱり集約化する施設がどうしても出ると思うんですね。そうすると、地方自治体との合同庁舎だとか、もしくはもっと発展したPFIを目指すような施設といったものも可能性があるとする、なかなか集約した議論じゃおさまらなくなってしまうという気がして……。

【委員】 ちょっといいですか。今のお話で、自治体もあるんですけども、防災と関係なく、財務省の国有財産の審議会って、私、1年前から仰せつかっているんですけども、議論として出てくるのは、大体施設が、だんだん国家機関がシュリンクしていますので、大きな意味では余ってくる。あるいは、老朽化してくるということで、地域の中で比較的いろいろとリロケーションしながら集約していくというようなことが、多分、営繕も一緒にされているんだと思うんですけど、してきていますね。そのときにはどちらかというと、築年何年だからとか、老朽化したからとかいったような論理だけなんですよ。

つまり、その中でリロケーションされていますので、きょうここで考えようとしている「施設の立地の在り方」とは実はかぶさってくるところがありますので、やっぱりそういった意味では、財務省のほうで国有財産のいわゆるダウンサイズをする中で、結果的には立地の移動等が起きますから、その議論の中に、必ずここで考えられているような論理というのが入り込んでいくように考えていただかないと、具合が悪いと思うんですね。

ですから、要するに、結果的には、財務の方ももちろん耐震性は大事だと思っているんですけど、多分、〇〇先生や〇〇先生からごらんになると、かなり割り切った、単純なことになってしまっているの、私は地盤とか立地を考えるべきだと私なりには申し上げて

ありますけど、そういうときに、むしろ実は老朽化していても、立地その他を総合的に考えるとリロケーションのプランそのものが違う、集約のやり方が違うよとか、もっとラスクに考えられれば、もう国が整備できないから、そこでは借り上げ庁舎でやったほうがいいよとか、いろいろなコミュニケーションが出てくるかと思imasuので、ちょっとそこら辺も、このリロケーションのほうで国家財政を考えると、新規に丘の上につくれというのは話は美しいんですけど、多分そういう事例というのは割と少なく、むしろリロケーションが起きてくるのは、そういう資産集約の中で起きてくるほうがケースは多いかと思imasuので。

【部会長】 それは国有財産の……。

【委員】 国有財産の集約。

【部会長】 あり方ということですね。国有財産がだんだん……。

【委員】 シュリンクして。

【部会長】 シュリンクする。

【委員】 それで、勢いそういうときには、おっしゃるように、逆に集約という方向のベクトルは出ていますので、〇〇先生がおっしゃったこともかなり現実にあるかと思うんですね。

【部会長】 ただあまり、都市計画のほうから言わせると、集約していいものと、やっぱり、直接は関係ないにしろ、例えば昔の国立病院みたいな……。

【委員】 どっちにしてもいる場合にそういうサービスですね。

【部会長】 だから、そのあたりは張りのある考え方が必要だという。

【委員】 それとともに、繰り返しますけど、それだけに、どういう災害外力とかどういふ事象が起きるか、先ほど〇〇先生が時系列だとおっしゃったんですけど、ですから、現実的にある立地の違う庁舎を二、三選んでいただいて、そこでもしあったらどういふような災害外力がかかってくるかということの頭の体操的な形でやっていただくと、ここで洗うべき事柄とか、あるいは順序立てとか、優先度というのが見えてくるように思うんですね。何か適当にやって考えているよりは、そうしたほうがより有効な、実質的な議論ができるような感じがするんですけど。

【部会長】 先ほど〇〇さんのほうからご紹介いただいた、東日本大震災で今回の営繕措置がどうだという資料がございましたね。参考資料4の、石巻、それから携帯の充電にも来たとか、そういうようなことも、そういった、例えば東日本の震災を受けた一例から、

ということがあったかを少し細かく分類してそれを言えば、それを時系列的にまとめたものをちょっと整理していただければ、先ほど話のあった、行政機能として使っている人たちがどういうアクションを起こしたのか、それから、周辺の住民が一体この官公庁施設に対してどういうリクエスト……、ニーズじゃなくて多分リクエストだと思うんですけど、リクエストがあったのかというのが、具体例としてわかると思うんですね。そちらがまず第1かな。

それから、先ほどお話があった和歌山なり高知なりで、若干こっちは想定事例だと思うんですけど、それで一種のモデルケースみたいなもので、官庁施設の次の整備のあり方としてはこういうようなものが考えられるというモデルケースというのがあれば、より皆さん方からの具体的なご提案をいただけるのではないかと。いかがでしょうか、そういう方向で。

【委員】 そうですね。

【部会長】 ○○先生、何か。

【委員】 参考4でちょっと思ったんです。参考4の4ページ目ですか。この絵があって、津波対策の主な実施項目で、「津波後の電力・水の持続的な供給」というすごい言葉が書いてあるなど私は思って、エネルギーと衛生が専門なものですから、ちょっと、あまりこういうので期待が大きいと、かなり厳しいことになるかなと思って、やっぱり非常時に現実的には何ができるかというのを、かなり絞ったほうがいいかなと思うんですね。

なぜそう言うかということ、こういった対策がふだんの平時においてペナルティーがなければいいんですけど、往々にしてありがちなかなと思っていて、非常発電も大きなものを入れると、非常発電ってやっぱり何かと効率は悪いので、なかなか使いにくいですし、それで、高置水槽というのもあまり大きいのをやると、今度は衛生の問題が出てきて、水が汚れるという汚染のリスクが高まるんですね。どちらかといえば、高置水槽もやめようという方向で今まで他は進んできたので、完全に逆行してしまいますし、じゃあ、非常発電を長く動かすために大きな燃料を置くかとなると、ちょっと危険物の扱的になってきて、地震で今度はそれが漏えいしたとかなって、逆の問題になるとか、高置水槽も大きいのをやったら構造的に負担になるでしょうし、ちょっとその辺で、かなり絞った話にしないと、平時において……。

やっぱり低炭素とか省エネとかいうのもありますので、そこに逆行しないような範囲で、現実的にどれぐらいができるのかという、ちょっと冷静な議論がないと、これをやると一

—これがほんとうにできればすごいことですけど—みんなが押しかけてきて、水寄せ、電気寄せで、現実的には厳しいことになるのかなと思うので、現実的には、どれぐらいのことしかできないというのを言わざるを得ないかなという気がするんですよ。

【国土交通省】 自家発電の話で申しますと、今既に、もう72時間の発電はできるような対策というのはやっているわけです。ただ、今回の津波の現象を受けて、油が上がらないために動かなかったとか、発電機を上に乗けるとするのは、もう既にやっているんです。これを大きくしようとか、そういうことではなくて、今ある対策を津波のときでもうまく機能できるようにしよう。そのもうちょっとプラスアルファの内容ということで、今、考えております。非常に大きくしようという、そういうことでは必ずしもないということです。

【部会長】 多分、〇〇先生からもその示唆があったと思いますけど、今日のこの議論の中には、いろんなトレードオフの関係がたくさんあるものですから、皆さん方、きっと立ち位置によって、どういうのがいいのかというのが出ると思います。私は、〇〇先生がおっしゃった、いわゆる平時の問題もあるにしろ、今のお話しいただいた非常用電源にしる、ある施設においては多重性も要求されるものもあってもしかるべきだという考えもあると思うんですけど、いろいろそのあたりは、ごくまれな事象に対することですから、多分、非常にトレードオフがあるんじゃないかなと。

【委員】 例えば、海沿いの高い建物については、例えば1階、2階が冠水して、お釈迦になるような設備機能がないかどうかということ点を点検して、もし可能ならば更新のときに上に上げていくとか、そういうのは皆さんがおっしゃるようなリーズナブルなところだと思うんですけど、多分、既存のビルを検討してみると、そういう頭の体操をしてみると、水がかかるとやばいものは、意外と1階、2階とかいう低層部に配置しているようなものもあると思いますね。

【部会長】 地下。

【委員】 地下も含めてですね。大体そんなものですからね。だから、そういうようなことはやって、可能なことからやっていくということなんじゃないでしょうか。

【部会長】 ただ、一番いいところに設備が……。

【委員】 それもどうかと。そこら辺をどう……。

【部会長】 平時にもったいないなというの。そういうトレードオフが確かに。

【委員】 そうですよ。そうすると設計解ですよ。そういう意味で、現実的な設計解

としてどうしているのかというあたりが、やはりケーススタディーをしていかないと見えてこないんだと思いますね。

【委員】 あと、地震のときにもってくれないと困るんですよね。大きく揺れるので。

【委員】 ぼろいと言ったらすべて大体ああいうところは一番いい加減につくってありますものね、耐震上は。

【委員】 地震の後に津波に耐えなくちゃいけないとなると、結構いろいろ大変ですね。

【委員】 設備の支持とか、ああいうのがすごく、一番視野が外れるところでありますので。

【部会長】 どうもありがとうございました。きょうは第1回目ということで、皆様方から自由な意見をいただきましたけど、何か次回までに、これまではお願いしたいということがありましたら、ご発言いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。大体、右左からいろんな意見が出てきて、なかなか取りまとめづらいところだと思いますけど、1回目はそういうところでスタートさせていただいて。

それでは、最後でございます。議事次第の3のその他でございます。これについて、本年度の官庁営繕関係予算についての資料でございます。

【国土交通省】 非常に時間が迫っておりますので、資料4ですけど、ごく簡単に申し上げたいと思います。3ページにございますように、24年度の官庁営繕関係予算ですけども、国民生活の安全・安心の確保と持続可能な低炭素・循環型社会の構築、この2つを大きなテーマにしているということでございまして、安全・安心のほうは、耐震化の推進、それから津波対策の推進、低炭素・循環型社会の構築のほうは、モデル事業として官庁施設のゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施するというような形になっております。

具体的な内容は次のページ以下にございますけれども、時間の関係で詳しい説明は省略させていただきますが、5ページに耐震化の推進というようなことが書いてあります。それから、8ページ、先ほどちょっとご説明いたしました、本年度予算で少し先行的に始めようとしております津波対策の推進ということでございます。また、9ページが、モデル事業として官庁施設のゼロエネルギー化というようなことでございます。そのほか、危険箇所、PFI、木材利用がございまして、13ページに全体の予算額が記載されているということでございます。

なお、24年度予算、非常に厳しい状況の中での予算編成ということでありまして、官

庁営繕について厳しい対応ということだったわけですが、そういう中で、新規建替案件について、前回のこの部会で、新規事業採択時評価の案件といたしまして、浦和地方合同庁舎（増築棟）、黒石税務署、京橋税務署についてご審議をちょうだいしたところですが、これにつきましては、こういう厳しい状況の中での予算編成の結果といたしまして、24年度の予算計上は行われていないという状況であるということ、この場をお借りしましてご報告申し上げたいと存じます。

以上でございます。

【部会長】 安全・安心の話と低炭素化の2つのプロジェクトで、両輪で動いたということだと思います。ぜひこのモデル事業を今回の中でお考えいただければと、私のほうからは申し上げます。

ほかにございませんか。

ほかにございませんでしたら、最後に事務局のほうから連絡事項等をお願いしたいと思います。

【国土交通省】 ご熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。閉会に当たりまして、〇〇より一言、御礼を申し上げます。

【国土交通省】 本日、長時間にわたりご議論いただきまして、まことにありがとうございます。私どもの資料がちょっと総花的なものもあって、なかなか論点を拾い切れないところもあったかと思います。今回ご議論いただいた中で、ご意見、また宿題等、次に向けて作業をしていきたいというふうに思っておりますので、引き続きよろしくご指導のほどをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

【国土交通省】 本日の議事につきましては、国土交通省のウェブサイトに掲載すること等により公表させていただきたいと存じます。

また、次回は6月半ば以降を目途に開催を予定しておりますので、事務局から日程調整のご連絡を申し上げます。

以上をもちまして、官公庁施設部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —